

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年8月4日

【事業年度】 第55期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

【会社名】 株式会社ベネッセコーポレーション

【英訳名】 Benesse Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼COO 福島 保

【本店の所在の場所】 岡山県岡山市北区南方三丁目7番17号

【電話番号】 086(225)1100（大代表）

【事務連絡者氏名】 CFO 杉山 直人

【最寄りの連絡場所】 東京都多摩市落合一丁目34番地

【電話番号】 042(356)0803

【事務連絡者氏名】 法務部長 松本 主税

【縦覧に供する場所】 株式会社ベネッセコーポレーション東京本部
(東京都多摩市落合一丁目34番地)
株式会社ベネッセコーポレーション大阪事業所
(大阪市北区中之島二丁目2番7号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年6月29日に提出いたしました第55期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(2) 新株予約権等の状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(2) 【新株予約権等の状況】

(訂正前)

株主総会の特別決議日(平成20年6月22日)		
	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,710(注)1	同左(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	171,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 4,956(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年8月5日 至平成26年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,956 資本組入額 2,892	同左

新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。 割当日以降、5営業日（終値のない日を除く。）連続して、大阪証券取引所または大阪証券取引所における当社普通株式の上場が廃止された場合もしくは他の証券取引所における当社普通株式の取引高が大阪証券取引所における取引高を明らかに上回る場合にはその時点で当社普通株式が上場されている全国の証券取引所のうち当社普通株式の取引高が最も多い証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額に1.05を乗じた額（1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。）である5,204円以上となるまでは、本新株予約権を行使することはできない。 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画につき当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、合併期日、株式交換期日または株式移転期日以降、新株予約権を行使することはできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。 なお、当社が割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に基づき、対象者は、新株予約権の譲渡（遺贈を含む。）、担保権設定その他の処分が禁止されている。	同左
代用払込みにに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。	-
その他	新株予約権の割当は、以下に定める事項その他の条件を定める新株予約権割当契約を割当対象者との間で締結し、これに基づいて行う。 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社、当社子会社、または当社関連会社の取締役、監査役、執行役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 上記にかかわらず、新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、相続人が新株予約権割当契約に定める条件に従い、相続の対象となった新株予約権を行使できるものとする。	同左

(注) 1 各新株予約権の行使により発行する株式数(以下「付与株式数」という。)は、100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合にも、必要かつ合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

なお、新株予約権の目的となる株式の数は、付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数とする。

- 2 割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(訂正後)

株主総会の特別決議日(平成20年6月22日)

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,710(注)1	同左(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	171,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 4,956(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年8月5日 至平成26年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,956 資本組入額 2,892	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。 割当日以降、5営業日(終値のない日を除く。)連続して、大阪証券取引所または大阪証券取引所における当社普通株式の上場が廃止された場合もしくは他の証券取引所における当社普通株式の取引高が大阪証券取引所における取引高を明らかに上回る場合にはその時点で当社普通株式が上場されている全国の証券取引所のうち当社普通株式の取引高が最も多い証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額に1.05を乗じた額(1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。)である5,204円以上となるまでは、本新株予約権を行使することはできない。 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画につき当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で承認されたときは、合併期日、株式交換期日または株式移転期日以降、新株予約権を行使することはできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要する。なお、当社が割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に基づき、対象者は、新株予約権の譲渡(遺贈を含む。)、担保権設定その他の処分が禁止されている。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。	-
その他	新株予約権の割当は、以下に定める事項その他の条件を定める新株予約権割当契約を割当対象者との間で締結し、これに基づいて行う。 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社、当社子会社、または当社関連会社の取締役、監査役、執行役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 上記にかかわらず、新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、相続人が新株予約権割当契約に定める条件に従い、相続の対象となった新株予約権を行使できるものとする。	同左

(注)1 各新株予約権の行使により発行する株式数(以下「付与株式数」という。)は、100株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算

式により調整されるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合にも、必要かつ合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

なお、新株予約権の目的となる株式の数は、付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数とする。

- 2 割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

以上